

「京都府文化力による京都活性化推進条例」の改正の考え方について

1 改正の趣旨

- 京都府では平成 17 年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」（平成 17 年京都府条例第 40 号）を制定し、京都府内の優れた文化の力を「文化力」と位置付け、文化を活用した地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきたところです。
- このような中、昨年 6 月に、文化政策の対象を拡大し、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との連携を図り、文化芸術が生み出した価値を文化芸術の継承、発展及び創造に結びつけるとともに、年齢、障害の有無、経済的な状況等に関わらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備などを主な目的とする、「文化芸術基本法」が改正・施行されました。
- このため、同法の改正・施行を受けて、同法に新たに規定された「地方文化芸術推進基本計画」の策定や「地方文化芸術推進会議」の設置の規定を追加するとともに、文化を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、府内各地域の多様な文化の保存・継承・発展や新たな文化の創造、それらの活用による更なる地域の活性化に向けた取組を包括的に進めるため、所要の改正を行うものです。

（文化芸術基本法改正の主なポイント）

- （文化政策対象の拡大）生活文化の振興施策の実施と文化芸術を幅広く捉え、「食文化」を追加
- （関連分野との連携）観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の施策との有機的な連携
- （文化の価値の活用）文化芸術により生み出される様々な価値の継承、発展及び創造への活用
- （平等性の明示）年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞、創造等
- （教育の重要性）乳幼児、児童等に対する文化芸術に対する教育の重要性の追加
- （社会包摂の実現）障害者や高齢者等の行う創造的活動、公演等への支援の追加
- （基本的施策の拡充）芸術、メディア芸術、伝統芸能等の知識、技能の継承等の支援施策の追加
- （基本計画）都道府県等の「地方文化芸術推進基本計画」に係る規定の新設
 - （国の文化芸術推進基本計画を参酌の上、策定）
- （会議の設置）都道府県等の「文化芸術推進会議等」の設置に係る規定の新設 など
 - （地方文化芸術推進基本計画等の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議）

2 主な改正内容

地域の文化力を育み活かす社会の実現に向けて、①文化の保存、継承、発展及び創造を担う人づくり、②多様な文化の交流と先端技術等との融合等による新たな文化の創造、③地域の文化に光を当て、地域の愛着や誇りを持てる創造性豊かな地域づくり、④府民が等しく文化活動に参加し、多様な文化を包摂する心豊かな社会づくり、⑤文化が生み出す様々な価値を観光、産業、まちづくりなどに活かす社会づくり、⑥京都文化の魅力とそれを創造してきた歴史、伝統の発信等を図るため、名称や前文、基本理念を全面的に改正し、文化芸術基本法で規定された「地方文化芸術推進基本計画」を策定し、「地方文化芸術推進会議」を設置するとともに、基本施策等の見直しを行うものです。

(1) 名 称

- 上記の改正の方向性を現す名称に改正します。
 - ・ 多様な地域の文化をイメージでき、活用だけでなく人材育成や新しい文化の創造など幅広い文化政策をイメージできる名称

(2) 前 文

- 現行の条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、以下の視点に基づき、前文を全面的に改正します。

<改正の視点>

- ① **「文化力」を定義し、文化の意義を明確化**
 - ・ 文化の有する「本質的な力」、「社会的な力」、「経済的な力」を「文化力」として定義
- ② **府内の文化の歴史的経過や府の取組経過**
 - ・ 自然と共生し、多様な文化を受け入れ、新たな文化を創造してきた歴史的な経過や、府の文化を活用した地域活性化の取組経過を記述
- ③ **条例制定後の社会情勢の変化や文化庁移転を踏まえた課題認識**
 - ・ 少子・高齢化、過疎化の進行による地域文化の保存、継承の危機
 - ・ 情報通信技術の急速な進展による新たな文化創造の萌芽
 - ・ 日本文化への世界的な関心の高まりによる外国人観光客の急増
 - ・ 文化の活用による地方創生の実現
- ④ **地域の文化の再認識と保存、継承や活用の必要性**
 - ・ 地域の文化を再認識し、誰もが文化活動に参加することで、地域への愛着や誇りを取り戻し、多様な価値観を受け入れる心を育成するとともに、次世代へ継承

- ・ 多様な文化と先端技術の融合による新たな文化の創造し、文化力を高め、幅広い分野での活用による地域や産業の活性化

⑤ 日本文化の魅力向上への貢献

- ・ 日本文化を代表する地として、これまで受け継ぎ高めてきた文化を国内外に発信し、日本文化の魅力と文化力の素晴らしさを提示

(3) 基本理念（第1章 総則関係）

- 前文での課題認識に基づき、施策の推進にあたっての基本理念について、以下の視点から全面的に改正します。

<改正の視点>

① 文化の保存、継承、発展及び創造を担う人づくり

- ・ 地域文化の保存・継承、発展・創造、活用を担う人材の育成及び確保

② 多様な文化の交流と先端技術等との融合等による新たな文化の創造

- ・ 文化の対象を幅広く捉え、多様な文化の相互の交流や、先端技術との連携、融合による新たな文化を創造

③ 地域の文化に光を当て、地域の愛着や誇りを持てる創造性豊かな地域づくり

- ・ 地域の多様な文化への理解を深め、地域への愛着や誇りを取り戻す。

④ 府民が等しく文化活動に参加し、多様な文化を包摂する心豊かな社会づくり

- ・ 府民が等しく、多様な文化に親しみ、文化活動に参加するための環境整備と、多様な文化を包摂する社会の実現

⑤ 文化が生み出す様々な価値を観光、産業、まちづくりなどに活かす社会づくり

- ・ 文化の様々な分野での活用による経済の活性化

⑥ 京都文化の魅力とそれを創造してきた歴史、伝統の発信

- ・ 日本文化を代表する地として、各地域の多様な文化の力を国内外に発信し、日本文化の魅力と文化力の素晴らしさを提示

(基本計画)

- 現行条例の基本指針を、文化芸術基本法に基づき、国の文化芸術推進基本計画を参酌の上、策定する「地方文化芸術推進基本計画」として規定します。

(府の責務)

- 連携、協働して取り組む主体として、府民や市町村、他の都道府県、国等

に加えて、文化活動を行う者、事業者、大学等の教育研究機関等を追加します。

(府民の役割等)

- 基本理念を踏まえて、府民、文化活動を行う者、事業者、大学等の教育研究機関が、それぞれの立場から地域の文化力を育み活かす社会づくりに貢献する役割を果たすよう見直します。

(推進体制の整備等)

- 推進体制について、府民、文化活動を行う者、事業者、大学等の教育研究機関、市町村、文化施設等と連携により整備を図る規定を追加します。
- 地域特性に応じた推進体制の整備について規定を追加します。

(地域の文化力を育み活かす社会の実現のための基本施策) (第2章関係)

(※ 基本計画の体系と合わせて要調整)

- 地域の文化力を育み活かす社会の実現のため、次の各号に掲げる事項を目的とする施策を実施することを規定します。
 - (1) 文化を担う人づくり
 - (2) 文化の保存、継承及び創造
 - (3) 文化力による地域づくり
 - (4) 文化を活用した経済の活性化
 - (5) 京都文化の発信
 - (6) 文化活動を支える基盤づくり

(地域の文化力を育み活かす社会づくり審議会(仮称)の設置)

- 文化芸術基本法に基づき、府の文化に関する重要事項を調査審議する「地域の文化力を育み活かす社会づくり審議会(仮称)」の設置について規定します。